

瑞浪市告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、次の地縁による団体から規約を変更した旨届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月27日

瑞浪市長 水野光二

名 称	桜堂区自治会
代表者氏名	** **
代表者住所	*****
主たる事務所	瑞浪市土岐町5770番地の1（桜堂公民館）
規 約	別紙のとおり
変更年月日	令和8年4月1日

別紙

桜堂区規約変更について

変更内容

桜堂区規約を以下のように変更する。

変更後

第6条 次年度区長の選考は区在住の概ね65歳～75歳の世帯主を候補として区会にて選出し候補者の互選で決定する。副区長は選任された区長候補者の指名にて内諾を得た後、区総員（世帯主又は代理人）の任投票を行い区長・副区長を選出する。

第10条（2）（削除）

変更前

第6条 区長・副区長（区会計兼任） 各組より区長・副区長選考委員各2名を選出し、選考委員会で区長・副区長を選出し各候補の内諾を得た後、執行部に報告し区総員（世帯主又は代理人）にて言任投票を行い区長・副区長を選出する。

第10条（2）女性部任期1年